四　解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）　前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）並びに同項に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については清算人の氏名に限る。）

五　清算結了の場合　前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第一号の事項（清算人の氏名に限る。）並びに同条第五項の事項

六　前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合　告示した事項のうち変更があつた事項に係る前条第一項各号（同条第二項又は第三項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項

［2　略］

3　市町村長は、第一項の告示を行つたときは、前条第一項第一号から第七号まで及び第四項各号に掲げる事項並びに同条第五項の事項の告示年月日を同条第一項の規定により作成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第一項第一号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号並びに第五項においては、この条第一項第一号の告示を行つた場合を除くものとする。

第二十条　［略］

［2　略］

3　地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第十八条の三第一項の台帳に記載するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該台帳に記載するものとする。

一　名称に変更があつた場合　名称の変更に伴う規約変更の認可年月日

二　主たる事務所の所在地に変更があつた場合

イ　規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日

ロ　規約変更の認可を要さないときは、当該事務所の移転年月日

ハ　行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日

三　代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があつた場合

イ　変更の原因

ロ　当該原因が発生した年月日

四　規約に定める目的を変更した場合　目的の変更に伴う規約変更の認可年月日

五　区域を変更した場合　区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

四　解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

イ　名称

ロ　区域

ハ　主たる事務所

ニ　清算人の氏名及び住所

ホ　解散事由

ヘ　解散年月日

五　清算結了の場合

イ　名称

ロ　区域

ハ　主たる事務所

ニ　清算人の氏名及び住所

ホ　清算結了年月日

六　前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合　告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

［2　同上］

［新設］

第二十条　［同上］

［2　同上］

［新設］